



令和8年度

スクルドエンジェル保育園
中央林間園
重要事項説明書
(園規則)



◇児童憲章

- * 児童は、人として尊ばれる。
- * 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- * 児童は、よい環境のなかで育てられる。



◇児童福祉法（児童福祉法の理念）

- * すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。
- * すべて児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されなければならない。

◇保育所の目的

- * 保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設のひとつで、保護者の労働や病気などで保育を必要とする乳児、または就学までの幼児を保育することを目的としています。
- * 保育所に入った子どもたちは、一日の大半の時間をここで生活することとなります。ですから、保育所では一人ひとりの子どもの欲求を満たしながら、子どもの生活である「遊び」を豊かに発展させることが保育の基本となります。

企業理念

◇「質の高い保育」を通して社会に貢献する

ご家庭と同じ様に温かく、安心できる環境でこども達を育みます。

保育理念

◇心身ともに「豊かな人間性」の基礎を培う

未来を創造する子どもたちのひらめきを大切にし、考える力・生きる力を育みます。

保育目標

◇心身ともに健康な子

◇自分で考えて行動できる子

◇友達や社会を思いやり信頼関係を築ける子

保育方針

◇一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、自ら伸びゆく力を支えます。

◇温かい家庭的な環境のなかで、健やかな成長を育みます。

◇さまざまな体験を通して、子どもたちの自由な発想力や思考力を大切にします。

◇家庭を支援し、地域の一員として子育てを見守り、社会とのつながりを支えます。

年齢別保育目標

- 0 歳児**・・・●落ち着いた雰囲気の中で欲求を満たし、情緒の安定を図りながら、一人一人の豊かな個性を育み、信頼関係、愛着関係を育てる。
- 個人差に留意しながら離乳の完了や歩行、発語への意欲を育む。
 - 保健的で安全な環境の中で伸び伸びと遊び、いろいろな体験を重ねて、感覚の発達を豊かにし、身の回りの物事へ興味、関心をもてるようにする。
- 1 歳児**・・・●保育士に援助されながら、基本的生活習慣の基礎が身に付く。
- 安心できる保育士との関係を築きながら、安全な環境の下で生活や遊びに取り組む。
 - 探索活動を通して、十分に聞く、見る、触れるなどの経験をし、人や周りのものへの関心をもつ。
 - 感じたことや身の回りの様々な体験を保育士に伝えようとする。
- 2 歳児**・・・●保育士等との安定した関わりの中で身の回りのことを行い、自分でできた喜びを感じる。
- 異年齢児との関わりで一緒に行動したり同じ遊びを楽しんだりすることができる。
 - 自分から体を動かすことを楽しむ。
 - 生活の中で身の回りの物の名前や簡単な数、形、色などが分かり、言葉を使って伝えたり、言葉のやり取りを楽しんだりする。
- 3 歳児**・・・●衛生的で安全な環境の中で、心身共に健やかに生活し、身の回りのことが自分で行えるようになる。
- 主体的に行動することを認められ、伸び伸びと過ごす。
 - 保育士等や友達、異年齢の子どもたちとの触れ合いを通して、人との関わりやコミュニケーション力を身に付ける。
 - 文字や数、社会事象や自然に触れ興味を持つ。
- 4 歳児**・・・●保育士等や友達との関わりを深め、友達の気持ちにも気付き、集団で行動できるようになる。
- 様々なものに関わり、発見や工夫を楽しむ。
 - 友達と一緒に過ごすことを楽しみながら、生活や遊びの中で自己発揮できるようになる。
 - 集団的、協同的遊びを通し、同じ目的に向け協力し合う力を養う。
- 5 歳児**・・・●集団生活の中で意欲的に活動し、仲間との関わりを通して生きる力の基礎を培う。
- 主体的な活動を通して、疑問や発見などによる事物への関心を深める。
 - 身の回りの事象に触れ、ものの性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。
 - 自己肯定感が育ち、自分だけでなく周りの人を尊重できるようになる。

1・施設運営主体

名 称	SOU キッズケア株式会社
所 在 地	〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-12-2 朝日ビルヂング 4F-A
電 話 番 号	03-6875-9650
代 表 者 氏 名	長澤 宏昭

2・利用施設

施 設 の 種 類	認可保育所			
施 設 の 名 称	スクルドエンジェル保育園中央林間園			
施 設 の 所 在 地	〒242-0007 大和市中心林間 9-17-1			
連 絡 先	電 話 番 号 046-204-4752 ファックス 046-204-4753			
管 理 者	泉 明日香			
利 用 定 員	(1) 利用定員及び認可定員			
	0 歳児	6 人	3 歳児	16 人
	1 歳児	12 人	4 歳児	17 人
	2 歳児	12 人	5 歳児	17 人
			合 計	80 人
	0 歳児の受け入れは、生後 57 日からとなります。			
	(2) 地域の保育の需要等の状況から、利用定員を超えて子どもを受け入れる場合があります。			
	(3) 別途、一時預かり保育室があります。			
認 可 年 月 日	令和 4 年 3 月 29 日			
施設の概要と図面	(1) 保育室ごとの面積（有効面積）			
	0 歳児	21.33 m ²	3 歳児	34.82 m ²
	1 歳児	40.14 m ²	4 歳児	35.92 m ²
	2 歳児	23.96 m ²	5 歳児	35.92 m ²
			一時保育室	21.97 m ²
	(2) 園全体の面積（延床面積） 450.27 m ²			
	(3) 園庭： 230.00 m ²			
	(4) 建物の構造 木造 2 階建て			
	(5) 建築年月日 令和 4 年 3 月 6 日			
保 険 に つ い て	損害保険ジャパン株式会社 生産物責任賠償保険 1 事故 10 億円 1 名 10 億円（上限） 施設賠償保険 1 事故 10 億円 1 名 10 億円（上限）			

3・提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 1 1 7 号）に基づき、次に掲げる保育等の提供を行います。

- ア. 特定教育・保育（第 17 条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
- イ. 養護と教育の一体的な提供
- ウ. 食事の提供
- エ. 子育て家庭に対する支援
- オ. 延長保育事業
- カ. 一時預かり事業
- キ. その他保育に係る行事等
- ク. 休日保育

4・施設の運営方針

スクルドエンジェル保育園中央林間園は、安心・安全で、おうちのようにリラックスして過ごせる保育園を目標に、また保護者の皆様にとっても「通ってよかった」「預けてよかった」と思ってもらえる保育施設でありたいと願いながら、日々の保育を行なっています。

- ☐ 幼児英語プログラム
- ☐ 幼児体育
- ☐ モンテッソーリを取り入れた遊び
- ☐ プログラミング

スクルドエンジェル保育園中央林間園では、各種外部の幼児教育機関と提携しています。そのため、経験豊富な外部講師と保育士が一緒になって、お子様に合わせた質の高いプログラムを提供しています。また、運営にあたっては、法令等を遵守するものとします。



5・保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数

職種	職務内容	人数
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情受付担当者として苦情の解決にあたります。	1 人
主任保育士	園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括します。	1 人
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。 ・副主任または専門リーダー 2 人 ・リーダー 2 人 ・分野別リーダー 3 人	16 人
保育補助	保育の補助や雑務等を行います。	0 人
栄養士	子どもの栄養の指導等を行います。	1 人
調理員	給食の調理等を行います。	3 人
小児科医	在園児の健康管理業務を行います。	嘱託 1 人
歯科医	在園児の健康管理業務を行います。	嘱託 1 人
備考 1 保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外の者を配置することがあります。 2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。 3 月に 1 回以上、職員全体の会議を開催し、職員全員が常に園全体を把握できるよう努めます。		

(2) 職員の職種および資格と要件

(ア)園長（一般職）

- ・マネジメント能力が主任以上にあると会社が認める者
- ・原則として保育士であるが、マネジメント能力が高い者や保育士相当の実力があると会社が認める者については資格の有無を問わない。

(イ)主任

- ・管理職経験があるか、またはマネジメント能力が副主任以上にあると会社が認める保育士

(ウ)副主任または専門リーダー

- ・概ね 7 年以上の経験を有する、またはそれ同等の業務が可能な保育士。副主任については、マネジメント能力があると会社が認める者

(エ)リーダー

- ・概ね 3 年以上の経験を有する、またはそれ同等の業務が可能な保育士
- ・特定分野の研修を最低 1 つ、できれば 3 つ受けることを目安とする。

(オ)分野別リーダー

- ・概ね 3 年以上の経験を有する、またはそれ同等の業務が可能な保育士もしくは調理担当
- ・特定分野の研修を 1 つは必須で受ける

* 処遇改善の対象となる役職等については、別途賃金規定に整備し、辞令を交付することとする。任命は代表取締役が行う。

* 園長を除く職員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 6 条に該当する者のうちから園長が任命し、施設の長たる園長は取締役会の同意を得て、代表取締役が任命する。ただし、保育士については、児童福祉法第 18 条の 6 第 1 項のいずれかに該当し、かつ法第 18 条の 6 の規定により、保育士の登録を受けた者であることを要する。

(3) クラス編成と職員の配置状況

対象年齢	クラス名	児童定員数	担当保育士数	備考
0 歳児	萌（めばえ）組	6 人	2 人	
1 歳児	希（のぞみ）組	12 人	3 人	
2 歳児	実（みのり）組	12 人	2 人	
3 歳児	翼（つばさ）組	16 人	1 人	
4 歳児	翔（かける）組	17 人	1 人	
5 歳児	光（ひかり）組	17 人	1 人	
備考 1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。 2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				

 めばえ組	 のぞみ組	 みのり組	 つばさ組	 かける組	 ひかり組
0 歳児部屋	1 歳児部屋	2 歳児部屋	3 歳児部屋	4 歳児部屋	5 歳児部屋
はじまり	自我が芽生える	成し遂げる	夢を抱き、 進もうとする心を 手に入れる	夢への道筋をつくり、 世界へ羽ばたく	世界で輝く

6・保育を提供する時間及び日

当園では、教育・保育等を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間（月極保育）

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	7 時 00 分～18 時 00 分までの範囲内
保育短時間	8 時 30 分～16 時 30 分までの範囲内

(2) 時間外保育(延長保育)

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間 平日	18 時 00 分～20 時 00 分までの範囲内
保育標準時間 土曜日	18 時 00 分～19 時 00 分までの範囲内
保育短時間 平日	(1) 7 時 00 分か～8 時 30 分までの範囲内 (2) 16 時 30 分～20 時 00 分までの範囲内
保育短時間 土曜日	(1) 7 時 00 分～ 8 時 30 分までの範囲内 (2) 16 時 30 分～19 時 00 分までの範囲内

保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。 ※土曜の延長保育は 19 時までとなります。

（国民の祝日に関する法律に定める休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除きます。）

(3) 保育時間（休日保育）

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	7 時 00 分～18 時 00 分までの範囲内
保育短時間	8 時 30 分～16 時 30 分までの範囲内
12 月 31 日	8 時 30 分～16 時 30 分までの範囲内

(4) 時間外保育(延長保育) ※12 月 31 日は延長保育を実施しません。

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間 休日保育	18 時 00 分～19 時 00 分までの範囲内
保育短時間 休日保育	(1) 7 時 00 分～ 8 時 30 分までの範囲内 (2) 16 時 30 分～19 時 00 分までの範囲内

保育を提供する日

日曜日

国民の祝日に関する法律に定める休日（1 月 1 日・2 日は除きます）

8・提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

子どもたちが自ら楽しんで取り組むことができるような教育を導入しています。(別紙パンフレットを参照)

(2) 1日の流れ(日課表) 状況に応じてプログラムは変更します。※排泄はお子様に合わせて行います。

	(0歳児 1歳児 2歳児)	(3歳以上児)
7:00	登園 視診 合同保育(自由あそび モンテッソーリ活動)	
9:00	排泄(オムツ交換 トイレトレーニング)	
9:10	朝のおやつ 水分補給	水分補給
9:30	朝の会(歌 手遊び 体操など)	
10:00	年齢に応じた活動(教育プログラム) 園庭遊び・園外保育	
11:00	食事(離乳食 授乳)	
11:30	着替え	昼食
12:00	絵本の読み聞かせ・お昼寝	絵本の読み聞かせ
12:30		お昼寝
15:00	目覚め・排泄(オムツ交換 トイレトレーニング)	
15:30	おやつ	
16:00	お帰りの会 降園準備 自由あそび モンテッソーリ活動	
16:30	合同保育(自由遊び)	
18:00	延長保育	
20:00 (土曜日 19:00)	降園	

(3) 年間行事（予定）

4月	入園式	10月	運動会・秋の遠足・ハロウィン
5月	こどもの日・内科健診	11月	個人面談・内科健診・歯科健診
6月	個人面談	12月	クリスマス会
7月	七夕会・プール開き・すいか割り	1月	お正月遊び・生活発表会（幼児組）
8月	夏祭り	2月	節分会（豆まき）・クラス懇談会
9月	十五夜	3月	ひなまつり・お楽しみ遠足・卒園式

* 行事は一例です。毎月お誕生会や全園児が揃って参加するお楽しみ会も企画していきます。

* その他の行事につきましては、おたより等でお知らせいたしますので、そちらをご参照ください。



(4) 給食について

ア 園児は保育園内での活動に対して、必要な栄養量を摂取しております。

(毎月献立表を配布しますので、ご家庭での食事の参考にしてください。)

イ 給食は月～日曜日まで提供します。

昼食（主食+副食給食）と間食（午後 1 回、0 - 2 歳は午前・午後各 1 回）を提供します。

※休日保育をご利用の方で食事が離乳食の園児のご家庭様は昼食をご持参いただきます。

ウ 食物アレルギーについて

食物アレルギーをお持ちのお子様はお知らせください。医師の診断、指導のもとに食事に対応を相談させていただきますので、保育園生活管理指導表が必要となります。

(5) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 時間外保育

イ その他の保育に係る行事等

ウ おむつサブスク導入

エ 使用済おむつは園で処理 ※無料



9・毎日持参していただくもの

めばえ組（0 歳児）	
・連絡帳（ルクミーでのご提出） ・連絡袋 ・エプロン（食事の回数分） ・着替えの洋服（上下の洋服、肌着） 1 セット ※食事、又は汗をかいた時のお着替えをします。 名前の書いたスーパーの袋などに入れてきてください。	
のぞみ組（1 歳児）・みのり組（2 歳児）	
・連絡帳（ルクミーでのご提出） ・エプロン（食事、おやつ用）3 枚 ・着替えの洋服（上下の洋服、肌着） 1 セット ・水筒（みのり組のみ） ※食後（お昼寝前）にお着替えをします。名前を書いたスーパーの袋などに入れてきてください。	
つばさ組（3 歳児）・かける組（4 歳児）・ひかり組（5 歳児）	
・お便り帳（シールを貼るおたより帳を使用します。） ・連絡帳（連絡が必要な時のみルクミーを使用します。） ・水筒	

10・週末に持ち帰るもの

全クラス共通
・敷パッド・お昼寝用バスタオル（0 歳児、1 歳児：2 枚、2 歳児以上：1 枚）※冬の時期は、厚手のもの ・カラー帽子 ※洗濯をして、週始めにお持ちください。

11・ロッカーで保管するもの

0 歳児～2 歳児	3 歳児以上
・着替え ※季節に合わせて2 組 ・おしぼりウェッティー（食事、おやつ、ミルク用） ・おむつ ・お尻拭き ・ビニール袋	・着替え（パンツを含む） ※季節に合わせて1 組 ・おしぼりウェッティー（食事、おやつ用） ・ビニール袋 数枚

【お願い】

持ち物には、マジック等でわかりやすくお名前を書いてください。

ブログに普段の様子を掲載しますので、

スタイや、園帽子の記名場所には十分お気を付けください。

（NG:スタイの正面に大きく記名する。帽子のつばの部分に記名する。等）

12・保育料等について

(1) 保育料について

毎月の保育料につきましては、大和市へお支払いください。保育料額や具体的な方法については、お住まいの市役所の保育課へお問い合わせください。開園時間 7 時～18 時まででは市の保育料に含まれます。延長保育につきましては、市の保育料対象外になります。（金額は下記参照）
月の途中で転園された場合、当園における保育料を日割り計算します。
しかし、月途中で退園後、転園しない場合（翌月から転園も含む）は、保育料の日割り精算はありません。

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

※月末締め翌月 27 日に口座引き落としにて徴収いたします。保護者都合により指定日に引き落としできなかった場合は、後日、手紙で知らされる指定口座に振り込みの方法で事業者へ支払い、その場合に発生した振り込み手数料は保護者様負担とします。

ア 便宜に係る費用

種類	理由	金額	支払時期
主食費	3 歳以上の主食費として	1,500 円/月	
副食費	3 歳以上の副食費として	4,500 円/月	
補食費		50 円/食	
園児用帽子	・園外保育時の安全管理のため ・感染症予防のため、共有ではなく個人所有とする	840 円	入園時
お道具箱	パステル（クレヨン）、ねんど、ねんどケース、ねんどべら、のり、自由画帳	約 1,500 円	3 歳児クラス 入園時
卒園アルバム	下記（3）に記載	5,800 円	5 歳児クラス

※備考 副食費に関して、下記対象者は徴収対象外となります。

- ① 世帯の所得割の合算額が、57,700 円未満の世帯
- ② 世帯の所得割の合算額が、57,701 円以上 77,101 円未満の第 2 子以降
- ③ 世帯の所得割の合算額が、57,701 円以上 77,101 円未満のひとり親世帯、障がい児がいる世帯
- ④ 第 3 子（就学前児童から数えて第 3 子以降の子ども）

(3) 卒園時の卒園アルバム作成にかかる費用（年長（5 歳児クラス）のみ）（任意）

- ・小学校入学前の卒園の時に、全園児共通の「卒園アルバム」を作成します。それに関わる費用として、年間 5,800 円徴収させていただきます。
- ・実費徴収分と一緒に口座引き落としにてお支払い頂きます。途中退園の場合は、お支払い頂いた金額を返金し、アルバムの作成はしない事にします。

イ 延長保育料

【保育標準時間認定児童】（18 時～20 時）（月極）

月極め	2,500 円
スポット利用	500 円/30 分

【保育短時間認定児童】（7:00～8：30/16：30～20:00）（月極）

スポット利用	500 円/30 分
--------	------------

【休日保育】

スポット利用	500 円/30 分
--------	------------

※休日保育の延長保育料は、中央林間園の在園児が延長保育月極使用（2,500 円）されている場合に関しても、「500 円/30 分」のスポット料金を別途ご請求させていただきます。

（４）一時預かり事業(非定型的保育・緊急的保育)

当園は定員の受け入れ人数に空きがある場合、一時預かり保育を実施します。料金は下記の通りとし、詳細は、大和市が実施する一時保育事業の要綱にもとづき、別途定めます。

年齢	利用料	給食費	おやつ代
3 歳未満	1 時間 700 円	日額 300 円	日額 100 円
3 歳以上	1 時間 500 円	日額 300 円	日額 100 円

13・利用開始及び終了に関する事項

（１）保育の利用の開始

利用者については市が行う利用調整で決定します。

保育の利用を開始した日から 1 週間を目安に、園児の状態に合わせ保育時間を調整する慣らし保育を行います。

（２）保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

ア 小学校に就学したとき。

イ 児童福祉法第 24 条による入園理由が解消し、市町村長が保育の実施を解除したとき。

ウ 子どもの居住市町村と協議のうえ、保育の提供の継続が適当と認められないとき。

エ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

（３）退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の 1 カ月前までに、園長と市役所に対し退園届を提出するものとします。

14・緊急時の対応について

当園では、園児の怪我、不審者の侵入等、緊急時における対応方針をスクルドエンジェル保育園危機管理マニュアルに定めています。緊急時はこのマニュアルに沿って対応いたします。

また、下記の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

保育中の園児に体調の急変や怪我、その他事故等の緊急事態が生じた場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医と連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科、小児科

医療機関の名称	つばめこどもクリニック
医 院 長 名	大坪 慶輔
所 在 地	〒242-0002 大和市つきみ野 1-6-29-2F
電 話 番 号	046-277-7700

イ 歯科医

医療機関の名称	たいよう歯科・矯正歯科クリニック
医 院 長 名	加藤 陽一郎
所 在 地	〒242-0001 大和市下鶴間 2777-5-6 コンフォール鶴間 1F
電 話 番 号	046-278-4618

当園は、死亡又は全治 1 カ月以上の疾病・怪我で重篤なものが発生した場合は、速やかに大和市に報告いたします。更に事故の状況や、事故の際にとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償を行います。

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所 当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

緊急時避難場所（一次）		指定避難所（二次）		指定緊急避難場所（風水害）	
名称	園庭	名称	中央林間小学校	名称	つきみ野中学校
園からの距離	—	園からの距離	650m	園からの距離	800m
所要時間	—	所要時間	徒歩 8 分	所要時間	徒歩 11 分

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

※ その他の事項については、スクルドエンジェル保育園危機管理マニュアルに沿って対応いたします。

15・非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行っています。

防災設備等の設置	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・災害用備蓄品 有 (水、食料、非常用リュックサック、拡声器、携帯ラジオ等含む)
避難・消火訓練	毎月1回以上、園児及び職員の避難訓練及び消火訓練を実施

16・相談・苦情等に関する相談窓口

当園では、相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・解決責任者 本部 外山 智 ・受付担当者 園長 泉 明日香 ・ご利用時間 当園開園日、開園時間内 ・電話番号 046-204-4752 ・FAX 046-204-4753 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	奥野 敏夫(社会福祉法人理事長)	電話番号	048-764-8149

※当園では、上記のほか園内に相談・苦情等に係る投函箱を設置しています。

17・虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等、必要な措置を講じるものとします。

18・守秘義務及び個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

19・文書の取り扱いについて

当園で取り扱う文書は、「スクルドエンジェル保育園中央林間園文書取扱規程」に基づいて処理します。

20・保健衛生

(1) 入所時健康診断（入園から1か月以内）

医師による健康診断(年2回)

歯科医師による歯科健診(年1回)

身体測定(毎月1回)

(2) 普段と状態が異なった時は、必ず登園時に職員に状態をお話ください。

保育中に体調の変化が著しい時は、連絡をさせていただきます。

(3) 特異体質または持病をお持ちの方はお知らせください。

(4) 感染性の病気で休んだ場合は、登園の際、医師の証明(登園許可書)の提出を依頼する場合があります。

(5) 与薬について

保育園での与薬については、やむを得ない場合に限り保護者からの与薬依頼に基づきお薬をお預かりいたします。

ただし、お薬によっては医師からの与薬指示書のご提出をお願いする場合がございます。

① 与薬指示書について

・病気や怪我で受診した時、薬を飲むことが必要と診断された場合、まず、保育園に通っていることを医師に話し、朝・夕2回の服用にすることが可能かどうかをたずねてください。

・保育中に薬を服用することが必要な場合は、医師から与薬指示書を書いてもらってください。

② 与薬依頼について

・保育中に薬を服用することが必要な場合は、登園した時に、保育所にある与薬依頼の用紙に保護者が記入の上、医師の与薬指示書と一緒に1回分の薬を職員に手渡してください。

・与薬指示書の処方期間の、2回目以降は与薬依頼書のみ記入してください。

(6) 感染症の対応について

感染症の拡大を防ぐために、嘔吐物や尿、糞便、血液等は感染性があるとみなし、厚生労働省から示された「保育所における感染症ガイドライン」に沿って対応していきます。



2.1・当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前9時までにルクミーでご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
飲食	アレルギー事故や誤飲を防ぐ為、飲食の持ち込みは禁止しています。 登園カバンなどにも入れて置かないでください。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。
防犯カメラについて	当園では、万が一の事故発生時の原因究明を容易・可能とすることで、園児及び保護者が、安心して当園を利用できるようにするために、園内に防犯カメラを設置しております。

(1) 家庭との連絡について

ア 0歳児 ルクミー（アプリ）を通して園と家庭との連絡を密にし、園児の成長をサポートするとともに事故防止に役立てます。

記載項目：生活リズム、食事内容、お迎えに来る人と時間、体温など

イ 1歳児・2歳児 ルクミー（アプリ）を通して園と家庭との連絡を密にし、園児の成長をサポートするとともに事故防止に役立てます。

記載項目：睡眠時間、排便、食事、お迎えに来る人と時間、体温など

ウ 3歳児以上 ルクミー（アプリ）を通して園と家庭との連絡を密にし、園児の成長をサポートするとともに事故防止に役立てます。

代わりに、保護者が園での活動や取り組み・それに合わせた担任の思いを知ることができるよう日々のコミュニケーションを図ります。

上記のほか、毎月発行の園だよりやブログを活用し、保護者に園での活動をお届けします。

(2) 臨時休園

次のいずれかに該当する場合、大和市との協議のうえ、臨時休園することがあります。

ア 職員又は入所児に感染症などが発生し、感染の恐れがある場合。

イ 火災、その他の災害により保育の実施が困難な場合。

22・提出していただくもの

	提出書類	提出先
1	児童票	保育園
2	重要事項説明書についての確認書	
3	(独)日本スポーツ振興センター災害共済同意書	
4	個人情報の取り扱いに関する同意書	
5	ルクミーご利用にあたっての同意書	

23・留意事項

- (1) 当該しおりの内容に基づき説明した内容について変更がある場合には、事前にご説明いたします。
- (2) 保育園でのお子様の生活がより楽しく充実したものとなるよう、保護者の皆様におかれましては、保育園の運営についてご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。



当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：スクルドエンジェル保育園中央林間園

説明者職名： 園長 泉 明日香 (印)

私は本書面に基づいて、スクルドエンジェル保育園中央林間園の利用に当たって重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： (印)

児童氏名：

入所児童との続柄：

